

建設リサイクル法に基づく届出に必要な書類について

工事の種類

対象建設工事の規模

1. 建築物の解体工事

床面積の合計 80 m²以上

- 届出書（様式第一号）※オンライン申請による届出の場合は、フォーム入力のため添付不要
- 別表1
- 工程表
- 付近見取り図（住宅地図等）
- 各階平面図又は建築物の全体を撮影した写真

2. 建築物の新築又は増築工事

床面積の合計 500 m²以上

- 届出書（様式第一号）※オンライン申請による届出の場合は、フォーム入力のため添付不要
- 別表2
- 工程表
- 付近見取り図（住宅地図等）
- 設計図等（配置図、各階平面図、立面図）

3. 建築物の工事で新築又は増築に該当しないもの（修繕・模様替等）

請負金額 1 億円以上

- 届出書（様式第一号）※オンライン申請による届出の場合は、フォーム入力のため添付不要
- 別表2
- 工程表
- 付近見取り図（住宅地図等）
- 設計図等（配置図、施工する範囲の図面）

～施工する範囲の図面の例～

例1：内部改修工事のみを行う場合…各階平面図

例2：外壁改修工事の場合…立面図（高さのわかるもの）

例3：外壁と防水改修工事の場合…立面図（高さのわかるもの）と屋上平面図

4. 建築物以外のものに係る解体又は新築工事等（土木工事等）

請負金額 500 万円以上

- 届出書（様式第一号）※オンライン申請による届出の場合は、フォーム入力のため添付不要
- 別表3
- 工程表
- 付近見取り図（住宅地図等）
- 設計図・断面詳細図等（工事内容がわかる図面）

建設リサイクル法により、工事に着手する日の **7 日前まで** に札幌市長に届出をする必要があります。